

税務統計から見た 民間給与の実態

国税庁の「平成20年度分税務統計から見た民間給与の実態」が発表されました。

結果は、1年を通じて勤務した人の平均給与は、景気悪化がとともに影響して下げ幅は過去最大となりました。

1. 平均給与

1年を通じて勤務した給与所得者1人当たりの平均給与は、430万円であり、前年に比べて1.7%（7.6万円）減少となっています。

2. 事業所規模別の平均給与

従業員10人未満の事業所は344万円（男性432万円、女性239万円）となっているのに対し、従業員5000人以上の事業所では543万円（男性718万円、女性268万円）となっています。

3. 業種別の平均給与

最高は「電気 ガス 熱供給 水道業」で平

ナマの税務相談室

Q 先生、ご存知の通り
2年前拙宅を親子共
同二世帯住宅、二階建てを
新築し、若夫婦と私共夫婦
が引っ越し今日に至りました。

A 社長、今日は精算贈与のご相談とか。確認として娘さん30歳、社長68歳。
Q 若夫婦は結婚して5年未満で、離婚の話
が急に進み、原因は娘の仕事が通訳で、年のうち200日はアメリカ在留、所得も夫の倍以上
というところが原因のようです。慰謝料は、夫の住宅ローン残約2,500万円を娘が払ってやる。
夫は離婚後も引っ越しまで新婚宅約120m²を家賃10万円ほどで元妻から借りるということです。

A 豊沢な話ですね。結局夫の住宅ローンが
終わらないうちに共同住宅に越してきた。
Q ちょっと非常識かも。実は娘が精算贈与
を勉強して税法上精算贈与は財産の種類
に制限がない。お父さん、慰謝料分を私に贈与
して下さいと、妻も同意するので、その金額を

慰謝料は 精算贈与で

娘にやりたい。なお、私の相続人は娘と妻のみです。

A 社長の贈与は、精算贈与の税法の適用を受けることは可能です。

Q 旧夫の会社の弁護士が離婚の契約書や住宅ローン残の証明、振込みの手帳まで用意万端整えてきました。後は先生、贈与2,600万円、特別控除2,500万円、残100万円の税の申告と相続までの確認手続をお願いいたします。

A 承知しました。なお、旧夫には会社の弁護士に出馬願って、保証人を立てるなどして短期間に家賃をキチンと支払って立退くことを誓約させて下さい。離婚の慰謝料は社会常識からみて過当でない限り認められます。率直なところ甘い契約だと思いますが、娘さんが別れた夫に安い家賃で居宅を貸すといった契約からして認めるのが当局として筋でしょう。しかし、社長、所轄署と連絡を密にして一切の経緯の報告をお願いしたいのです。少し気になります。

ナマの税務相談室